

加 須 市

市 有 財 産 の 売 払 い

一 般 競 争 入 札 実 施 要 領

【令和8年2月2日実施】



お問い合わせ

加須市 総合政策部 管理契約課

〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1

電 話 0480-62-1111 内線396

F A X 0480-62-5981

E-mail kanri@city.kazo.lg.jp

*加須市のホームページでも情報提供を行っております。

目 次

1	一般競争入札による主な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	市有財産の売払い一般競争入札実施要領・・・・・・・・	2
(1)	入札対象物件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	入札参加者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)	契約条件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)	入札物件の現地調査等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5)	入札の参加申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(6)	入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(7)	入札及び開札の日時等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(8)	入札方法等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(9)	入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(10)	落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(11)	契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(12)	契約保証金・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(13)	売買代金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(14)	引渡し及び所有権の移転・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(15)	契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(16)	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	物件調書・位置図・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	様式・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1)	質問書（指定様式）・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2)	現地建物内覧申込書（指定様式）・・・・・・・・	20
(3)	一般競争入札・抽選参加申込書（様式第2号）	21
(4)	個人情報の確認に係る同意書（様式第3号）	22
(5)	誓約書（様式第4号）・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(6)	入札保証金還付請求書（様式第5号）	24
(7)	入札書（様式第6号）・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(8)	委任状（様式第7号）・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(9)	契約書（様式第18号）・・・・・・・・・・・・・・・・	27

1 一般競争入札による売払いの主な流れ



2 市有財産の売払い一般競争入札実施要領

令和8年2月2日（月）に加須市が行う「市有財産の売払い」の入札に参加される方は、次の事項を御確認のうえ、入札に参加してください。

(1) 入札対象物件

地積及び床面積は、登記、市の台帳の数字となります。物件は、現況有姿の引き渡しとなり、現況と相違している場合は現況が優先し、契約後も現況のままの引き渡しとなります。詳細は、別添「物件調書」を御確認ください。

① 物件番号 R7-3 予定価格 18,400,000 円

※ 上記価格は更地の価格から建物・工作物等の解体、撤去及び処分に関する費用を控除した価格です。

区分	所在地番	登記地目	地積 (㎡)	条件
土地	加須市南篠崎二丁目3番4	宅地	2,909.52	建物等解体撤去等

※ 解体撤去等の条件となる建物等は、現況及び物件調書を確認してください。

② 物件番号 R7-4 予定価格 45,380,000 円

※ 建物の按分割合は12.19%です。契約額の按分割合に応じ別途消費税及び地方消費税がかかります。

区分	所在地番	登記地目	地積 (㎡)
土地	加須市飯積字三軒1900番	宅地	1,810.81
	加須市飯積字三軒1902番	宅地	1,779.62
	合計		3,590.43

区分	所在地番	構造	用途	床面積 (㎡)
建物	加須市飯積字三軒1900番	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	給食室	1階 815.94 2階 211.50 計 1,027.44
	加須市飯積字三軒1900番	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平屋建	機械室	12.56
	加須市飯積字三軒1900番	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建	プロパン庫	7.20
	加須市飯積字三軒1902番	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平屋建	車庫・物置	65.00

(2) 入札参加者の資格

入札は、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ア 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - イ 入札に係る公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 入札の実施に当たり担当者の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなく契約の履行をしなかった者
- カ 市に提出した入札に係る書類に虚偽の記載をした者
- キ アからカに掲げるいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する公有財産に関する事務に従事する加須市の職員
- ④ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらとの関係が認められる者
- ⑥ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員
- ⑦ 物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる者
- ⑧ ⑤から⑦に該当する者から委託を受けた者
- ⑨ その他市長が不適当と認めた者

（3）契約条件

① 物件の用途条件等

物件の用途条件は、次のとおりとします。

物件番号	用 途
R 7 - 3	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第 2（い）の第1号の住宅又は第2号の住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの
R 7 - 4	関係法令に適合した用途

※ 住宅を造成する際の整地、区画道路、周辺道路等の整備については、買受人の負担により整備いただくものになります。

※ 都市計画法（昭和 43 法律第 100 号）その他関係法令の調査、協議、手続き等に関する費用等は買受人に負担いただくものになります。

② 建物等の解体撤去（物件番号 R7-3 に限ります。）

ア 買受人において、買受人の負担により、契約締結の日から起算して原則 1 年以内に物件に存する建物等（建物の付帯設備、立木、フェンスその他の工作物並びに建物内及び敷地内に残存する備品等を含む。）の解体撤去をしてください。

イ 解体撤去に伴う苦情、第三者へ損害を与えた場合の対応等は、買受人において行ってください。

ウ 建物等の解体撤去が完了したときは、買受人は速やかに市に報告しなければならない。なお、報告後は、市と買受人立会いのもとで完了の確認を行います。また、確認が完了するまでは、物件について売買、贈与、交換、出資等により所有権移転をすることはできません。

エ 解体撤去に当たり、防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉じん対策、近隣住民、児童等及び車両の妨げにならないよう対策を施し、安全確保等に努めてください。

オ 解体の方法及び解体に伴う処分について官公署等との協議等が必要なときは、買受人の負担により行うとともに、関係法令を遵守し、適正な方法により作業を行ってください。

④ 物件の管理

買受人は、契約締結後は物件を適正に管理し、物件について、苦情等があった場合、物件の管理に伴い第三者に損害を与えた場合等は、買受人の負担において対応してください。

⑤ 公序良俗に反する使用の禁止等

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団その他反社会的団体の活動その他これに類する用途に使用しないこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同項第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する用途に使用しないこと。

ウ 物件の利用に当たり関係法令を遵守すること。

エ 物件を譲渡する場合は、アからウまでの義務を書面により譲受人に承継すること。

⑥ 実地調査等

ア 市が必要と認めるときは、契約締結後に、⑤に定める事項について、買受人に対し実施調査を行い、又は報告及び資料の提出を求めることができます。

イ 買受人は、正当な理由なくアに定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはならないものとします。

⑦ ①から⑥までに定めるほか、契約の条件については、別添の契約書のとおりになりますので、内容をよく御確認のうえ、入札に参加してください。

(4) 入札物件の現地調査等

① 現地建物の内覧及び図書閲覧

入札に参加しようとする方は、入札参加申込み前までに必ず現地調査をしてください。また、物件調書、備品、設備等の一覧、図書等はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認いただいたうえで入札に参加してください。

なお、次のとおり、現地建物の内覧及び図書の閲覧を実施します。

【現地建物の内覧】

ア 申込期間

令和7年11月25日（火）午前9時から12月3日（水）午後3時まで

イ 実施日時

物件番号R7-3：①令和7年12月4日（木）午前10時から11時まで

②令和7年12月5日（金）午後2時から3時まで

物件番号R7-4：①令和7年12月4日（木）午後2時から3時まで

②令和7年12月5日（金）午前10時から11時まで

ウ 申込方法

現地建物内覧申込書（指定様式）を電子メール又は直接持参により提出してください。

【図書の閲覧】

ア 閲覧期間

令和7年11月17日（月）から11月28日（金）まで（土日祝日除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に1組1物件当たり1時間程度（※申込順となります。）

イ 図書

物件番号	内容
R 7 - 3	建物の設計図書
R 7 - 4	建物の竣工図等

ウ 申込方法

電話又は電子メールにより下記担当まで御連絡ください。

※ 現地建物の内覧及び図書の閲覧での質疑応答は対応いたしません。下記②の制度を利用してください。

② 物件に関する質問及び回答

物件に関する質問を次のとおり受付します。

ア 受付期間

令和7年12月8日（月）から12月12日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法

質問書（指定様式）を電子メール又は直接持参により提出してください。

ウ 回答方法

回答は、令和7年12月23日（火）午後5時までに加須市ホームページにおいて公開します。

※連絡先 加須市役所総合政策部管理契約課

電話 0480-62-1111 内線396

電子メール kanri@city.kazo.lg.jp

（5）入札の参加申込み

入札に参加しようとする方は、事前に申込みが必要となります。受付期間内に関係書類を直接御持参ください。なお、電話やファクシミリ、電子メール及び郵送による申込みは受け付けておりません。

市指定様式は、加須市ホームページからダウンロードしていただくか、加須市役所本庁舎3階管理契約課にて配布します。

① 受付期間 令和8年1月7日（水）から1月21日（水）まで（土日祝日を除く。）

② 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 受付場所 加須市役所 本庁舎3階 管理契約課（加須市三俣二丁目1番地1）

④ 提出書類 下表のとおり

書 類 名	必要部数	備 考
一般競争入札・抽選参加申込書（様式第2号）	1部	・実印を押印してください。
【法人が申請の場合】法人登記事項証明書	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの
【個人が申請の場合】住民票	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
印鑑登録証明書又は印鑑証明書	1部	・申込日前3箇月以内に発行されたもので現状を反映しているもの

書 類 名	必要部数	備 考
国税の納税証明書及び本市の市税の完納証明書	1 部	国税【法人向け】納税証明書(その3の3) 【個人向け】納税証明書(その3の2)
	※1 部	市税完納証明書 ※加須市の市税が課税されていない個人及び法人の場合は不要 ※個人情報等の確認に係る同意書(様式3号)を提出される場合は、市税の完納証明書の添付は不要
個人情報等の確認に係る同意書(様式3号)	※1 部	・実印を押印してください。 ※市税完納証明書の添付を省く場合
誓約書(様式4号)	1 部	・実印を押印してください。
入札保証金還付請求書(様式5号)	1 部	・請求書の日付は令和8年2月2日としてください。

注1 落札された場合、一般競争入札・抽選参加申込書に記載された申込者の氏名(名称)が売買契約書及び登記の名義となります。

注2 提出書類は返却しません。

⑤ 入札・抽選参加申込受付票の交付

入札参加の申込みの受付後、「入札・抽選参加申込受付票」をお渡しします。受付票は入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(6) 入札保証金

① 入札保証金の納付等

ア 入札に当たっては、入札金額の100分の5以上(100円未満切上げ)に相当する入札保証金の納付が必要となります。

イ 入札保証金の額は、入札者が決定し、一般競争入札・抽選参加申込書の所定の欄へ記入してください。

なお、入札保証金の額が入札金額の100分の5未満であった場合は、失格となりますので御注意ください。

ウ 入札保証金は、参加申込みの受付後、市の指定口座に、指定された期日までにお振込みください。

エ 振込手数料は、入札者の方の御負担となります。

オ 振込の際は、事前に電話又は電子メールにより下記まで御連絡ください。

※連絡先 加須市役所総合政策部管理契約課

電話 0480-62-1111 内線396

電子メール kanri@city.kazo.lg.jp

② 入札保証金の還付等

ア 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。なお、還付には入札終了後3週間程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。

イ 入札保証金には、利息は付しません。

ウ 落札者の入札保証金は、加須市契約規則(平成22年規則第57号)第20条第2項の規定により、契約保証金に充当します。

(7) 入札及び開札の日時等

- ① 入札期日 令和8年2月2日(月)
- ② 受付時間 午後1時30分から午後2時まで
- ③ 入札時間 物件番号R7-3 午後2時から
物件番号R7-4 上記終了後
- ④ 開札時間 入札締切り後、即時
- ⑤ 場所 加須市役所 5階 506会議室
- ⑥ 入札日に持参するもの
 - ア 入札・抽選参加申込受付票
 - イ 入札書
 - ウ 入札用封筒
 - エ 委任状(代理人の方が参加される場合のみ。代理人の印は認印可)
 - オ 本人(申込者・代理人)であることを証する書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)
 - カ 印鑑(書類の訂正には印鑑(訂正印)が必要となります。)

(8) 入札方法等

- ① 入札方法
 - ア 入札参加者は、本市指定の入札書に必要事項を記入し、入札用封筒に1部封かんのうえ、入札箱に投入してください。
 - イ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、入札当日の受付時に委任状を御提出ください。
 - ウ 入札者は、提出した入札書を書換えし、引換えし、又は撤回することはできません。
- ② 入札書の記入方法
 - ア 入札参加申込者本人が入札する場合は、本市指定の入札書に入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入のうえ、申込者本人の実印を押印してください。
 - イ 代理人が入札する場合は、本市指定の入札書に入札者(委任者)の住所、氏名又は名称及び代表者の記入に加え、代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑(委任状に押印した印鑑に限る。)を押印してください。
 - ウ 入札金額は、物件の価額の総額は算用数字(0,1,2,3...)を用いて表示してください。
 - エ 物件番号R7-41の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、建物の按分割合に応じて当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかを問わず、建物に係る見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を考慮し入札書に記載してください。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の押印のない入札書
- ② 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書
- ③ 一般競争入札・抽選参加申込書の押印と異なる印を使用した入札書又は代理人にあっては委任状の押印と異なる印を使用した入札書
- ④ 押印された印影が明らかでない入札書

- ⑤ 入札に参加する資格がない者の行った入札書
- ⑥ 記載すべき事項の記入がない、又は明らかでない入札書
- ⑦ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に達しない者が行った入札
- ⑧ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- ⑨ 他の入札者の代理を兼ねた者（法人の代表者を含む。）が行った入札
- ⑩ 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者が行った入札
- ⑪ 入札保証金の納入通知書兼領収書の提示のない者の入札
- ⑫ 所定の入札書の様式以外の用紙を使用して行った入札
- ⑬ 予定価格に達しない入札

（１０）落札者の決定

- ① 落札者は、開札の結果、市の予定価格以上の最高の価額をもって入札をした者とします。
- ② 落札となるべき最高の価額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代えて入札事務に関係のない当市職員がくじを引き決定します。この場合は異議を申し立てることはできません。

（１１）契約の締結

- ① 落札者に対して、全ての入札が終了した後に契約手続についての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず参加してください。
- ② 落札者には、後日、市から「加須市普通財産売払決定通知書」を送付します。
- ③ 契約の締結は、②の通知を受領した日から5日以内に行います。落札者がこの期日以内に売買契約の締結をしない場合は、当該入札は無効となり、入札保証金は当市に帰属します。
- ④ 契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

（１２）契約保証金

- ① 落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上（100円未満切上げ）の額から入札保証金を控除した額を市の指定口座に、指定された期日までにお振込みください。
- ② 振込手数料は、入札者の方の御負担となります。
- ③ 振込の際は、事前に電話又は電子メールにより下記まで御連絡ください。
 ※連絡先 加須市役所総合政策部管理契約課
 電話 0480-62-1111 内線396
 電子メール kanri@city.kazo.lg.jp
- ④ 契約の締結と同時に売買代金を全額支払う場合は、契約保証金を納付する必要はありません。
 なお、納付された契約保証金は、売買代金に充当することができます。

（１３）売買代金の納付

- ① 売買代金は、契約締結と同時に全額を支払う場合を除き、市の指定口座に、契約締結の日から30日以内に一括でお振込みください。
- ② 振込手数料は、入札者の方の御負担となります。
- ③ 振込の際は、事前に電話又は電子メールにより下記まで御連絡ください。
 ※連絡先 加須市役所総合政策部管理契約課

電話 0480-62-1111 内線396

電子メール kanri@city.kazo.lg.jp

- ④ 買受人が①に定める期日以内に売買代金を完納しない場合には、契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

(14) 引渡し及び所有権の移転

- ① 買受人が、物件について売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納したときに所有権の移転があったものとし、遅滞なく物件を現状で引き渡します。
- ② 所有権移転登記（建物除く。）は、物件の引き渡し後、市が行います。なお、物件番号R7-4の建物は未登記となりますので、表示の登記は、買受人の負担により行ってください。
- ③ 所有権移転登記に関する一切の費用は、落札者の負担となります。
- なお、所有権移転登記に必要なものは、概ね次のとおりです。
- ア 住民票（法人の場合は不要です。）
- ※登記予定日前3箇月以内に発行されたもの
- イ 登録免許税（収入印紙による）
- ウ 売買代金完納を示す書類（納入通知書兼領収書）の写し

(15) 契約の解除

市は、買受人が次のいずれかの要件に該当したときは、催告をしないで契約を解除します。

- ① 契約の各条項に違反したとき。
- ② この要領に記載された入札参加条件を偽る等、不正な行為により契約を締結したとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員であると認められるとき、及びそれらとの関係が特に認められるとき。

(16) その他

- ① この要領に定めのない事項については、加須市契約規則、加須市普通財産売払事務取扱要領等の定めるところによります。なお、この規則等は、市ホームページで閲覧できます。
- ② 物件の引渡しは、現況有姿とします。必ず御自身において、事前に現地等の調査確認を行ってください。
- ③ 物件内の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等はありません。地盤改良工事等が必要となった場合、ゴミ、ガラその他の埋設物が存在した場合の撤去等に必要な費用は、買受人の負担とします。
- ④ 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て買受人において行ってください。
- ④ 越境物等に関する隣接地土地所有者等との協議は、全て買受人において行ってください。
- ⑤ 物件に適用される法令や条例等については、事前に関係機関に御相談ください。

3 物件調書・位置図

位置図

R7-3

加須市南篠崎二丁目3番4



物件調書

土地

所 在 及 び 地 番	地目	登記地積
加須市南篠崎二丁目3番4	宅地	2,909.52 m ²
計		2,909.52 m ²

対象不動産の状況	利 用 状 況	更地	
	街 路 条 件	画地南西側で幅員約6mの舗装市道6294号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)、北東側で幅員6mの舗装市道6291号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)に接する。	
	交通・接近条件	最寄交通施設	東武伊勢崎線「花崎駅」まで約2,100m
		利 便 施 設	カスミ花崎店まで約900m
		公共公益施設	加須市立大桑小学校まで約2,100m
	環 境 条 件	供給処理施設	上水道は、南側市道に配水管HIVPφ100mmからφ75mmが埋設され、メーター40mmで取出しあり、北側市道に配水管VP75mmが埋設され、取出しなし。 下水道は、南西側市道本管φ200mmから引込済。北東側市道本管φ200mmから引込済
		自然的条件	ほぼ平坦地
	行政的条 件	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率:60%、容積率200%)
	画 地 条 件	間 口	南西側約64.7m
		奥 行	約38.7m～54.8m
		形 状	ほぼ台形の二方路地
		高 低	南西側道路面とほぼ等高～約0.4m高 北東側道路面と約0.4m～0.5m高
	そ の 他	物件は、現況有姿による引き渡しとなります。	
	埋蔵文化財の有無及びその状態	対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	

※物件調書はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

解体撤去建物

所 在 及 び 地 番	種類	構造	建築年月日	床面積(㎡)
加須市 南篠崎二丁目 3番4	保育所	木造・亜鉛メッキ 鋼板葺・平屋建	昭和48年11月頃新築 昭和51年3月頃増築 昭和55年11月頃増築	596.89
	ボイラー室	コンクリートブ ロック造・陸屋根・ 平屋建	昭和48年11月頃新築	12.95
	物置	木造・亜鉛メッキ 鋼板葺・平屋建	昭和48年11頃新築	52.17
特記事項	・建物は未登記です。			
	・解体撤去建物物件には、土地及び建物に存する全て(建物、建物の付帯設備、 立木、フェンスその他の工作物並びに建物内及び敷地内に残存する備品等)を 含みます。			
	・外周フェンスが一部、市道に越境しています。			
	・建物の建材の一部に、アスベスト含有建材が使用されています。			
	・公共ますの取扱いは、市下水道課と協議してください。			

アスベスト含有建材使用状況（目視による）

(1) アスベスト含有調査結果

建物	採取場所	建材名称	定性分析結果
保育所	厨房天井	フレキシブルボード	有（クリソタイル）
	外部軒天井裏	大平板	有（クリソタイル、アモサイト）

(2) アスベスト建材とみなす建材名称等

建物	場所	建材名称	アスベスト含有
保育所	食品庫壁（腰壁部分 を除く）	フレキシブルボード	有とみなす
	食品庫・厨房・便 所・手洗い場・天井	フレキシブルボード	有とみなす

主な備品

名称	個数
エアコン	2
室外機	2
暖房機	13
エレクトーン	1
オルガン	2
殺菌庫	1
事務机	9
炊飯器	1
扇風機（天井付き）	4
洗濯機	1
保温器	1
保温庫	1
木製机	1
冷蔵庫	1
冷凍庫	1

※ 一覧はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況 及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

主な工作物

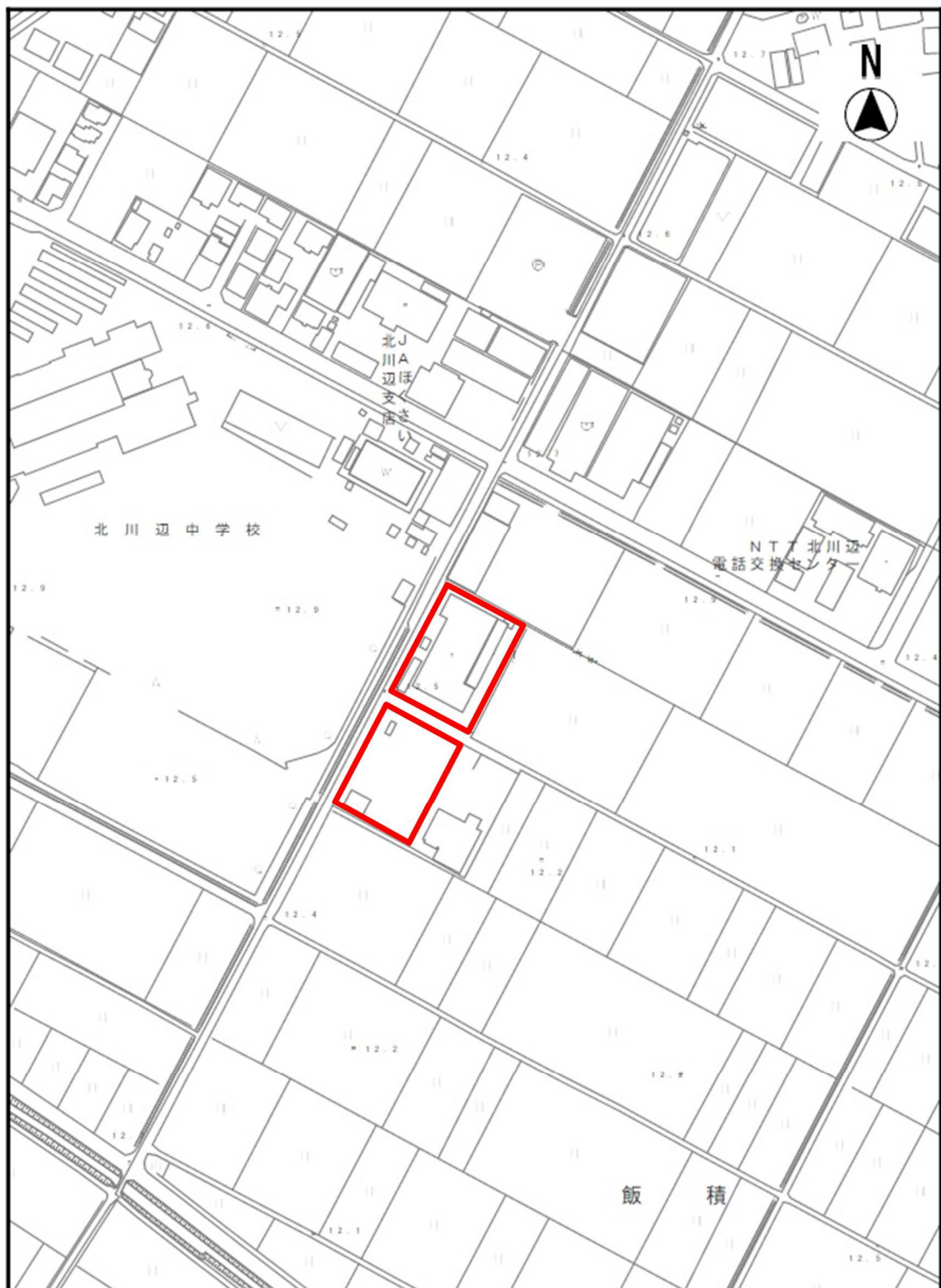
名称	個数
外周フェンス	1
門扉	1
電柱（市防犯灯有）（支線有）	1
電柱（市防犯灯有）	1
自転車置場	1
プレハブ物置	3
幼児用プール	1
登り棒	1
すべり台	1
うんてい	1
ジャングルジム	1
鉄棒	6
ブランコ	2

※ 一覧はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況 及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

位置図

R 7 - 4

加須市飯積字三軒1900番、1902番



物件調書

土地

所 在 及 び 地 番	地目	登記地積
加須市飯積字三軒1900番	宅地	1,810.81㎡
加須市飯積字三軒1902番	宅地	1,779.62㎡
合 計		3,590.43㎡

対 象 不 動 産 の 状 況	利 用 状 況	更地	
	街 路 条 件	画地西側で現況幅員約5.4mの舗装市道北1360号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)、1900番地南側で現況幅員約6mの舗装市道北1368号線(建築基準法第42条第1項第1号該当)に接する。	
	交通・接近条件	最寄交通施設	東武日光線「新古河駅」まで約2,900m
		利 便 施 設	マルヤ北川辺店まで約2,500m
		公共公益施設	加須市立北川辺中学校まで約300m
	環 境 条 件	供給処理施設	上水道は、南側市道に配水管VPφ75mmが埋設され、メーター40mm2箇所、13mm1箇所で見出しあり。 下水道は埋設なし。
		自然的条件	ほぼ平坦地
	行政的条 件	用 途 地 域	非線引き区域、用途無指定 (建ぺい率：60%、容積率200%)
	画 地 条 件	間 口	1900番：北西側約48.5m 1902番：北西側約48.5m
		奥 行	1900番：南西側約37.5m 1902番：北東側約37m
		形 状	ほぼ整形の画地
		高 低	道路面と高低差あり
	そ の 他	特になし	
	埋蔵文化財の有無及びその状態	対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	

※物件調書はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

建物

所 在 及 び 地 番	種類	構造	建築年	床面積 (㎡)
加須市 飯積字三軒 1900番	給食室	鉄骨造・亜鉛メッキ 鋼板葺・2階建	平成8年	1027.44
	機械室	鉄筋コンクリート 造・陸屋根・平屋建	平成8年	12.56
	プロパン庫	コンクリートブロッ ク造・亜鉛メッキ鋼 板葺・平屋建	平成8年	7.2

所 在 及 び 地 番	種類	構造	建築年	床面積 (㎡)
加須市 飯積字三軒 1900番	車庫 物置	鉄骨造・亜鉛メッキ 鋼板葺・平屋建	平成8年	65.00

特記事項	・ 建物は未登記です。
	・ 新耐震設計基準昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認で審査されたため、耐震 性ありと判断します。
	・ 外壁が一部破損しています。

主な設備

番号	名称	個数	規格等
1	回転釜	1	K S II - 6 0
2	回転釜	1	K S II - 6 0
3	回転釜	1	K S II - 6 0
4	食器・トレイ洗浄機	1	DWMNH3-85S-14MB
5	フードカッター	1	EC-2
6	食缶洗浄機	1	DWA4-8MHS-MSP (浸漬槽付)
7	食器消毒保管機	1	H202E-W-20 (片面扉)

番号	名称	個数	規格等
8	炊飯器（炊飯ジャー）	1	連続炊飯器
9	スチームコンベクション オーブン	1	スチームコンベック T T-12C
10	厨芥処理機	1	YS-1000B
11	冷凍冷蔵庫	1	冷凍庫ERA-Z30B、冷蔵庫ERA-F
12	連続揚物機	1	(LPG) A-35D貯油タンク
13	蒸し器	1	NSCX-1
14	引違書庫（上ガラス戸下スチール戸）	1	W880mm×D400mm×H1850mm
15	ロッカー（スチール）	1	W455mm×D520mm×H1790mm

※ 一覧はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

主な備品

番号	名称	個数	規格
1	棚 4 段車輪付き	2	縦 75 cm×横 150 cm×高 160 cm
2	棚 3 段車輪付き	4	縦 74 cm×横 150 cm×高 148 cm
3	棚 4 段車輪付き	4	縦 75 cm×横 150 cm×高 148 cm
4	棚 4 段車輪付き	2	縦 59 cm×横 120 cm×高 139 cm
5	棚車輪付き	3	縦 60 cm×横 120 cm×高 100 cm
6	2 段台車	4	縦 66 cm×横 96 cm×高 49 cm
7	台車（移動式）タイヤ付	4	縦 90 cm×横 150 cm×高 65 cm
8	台車（移動式）タイヤ付	1	縦 90 cm×横 150 cm×高 60 cm
9	コンテナタイヤ付	14	縦 79 cm×横 134 cm×高 151 cm
10	台車（移動式）タイヤ付	2	縦 60.5 cm×横 105.5 cm×高 83 cm
11	台車（移動式）タイヤ付	4	縦 51 cm×横 74 cm×高 57 cm
12	台車（移動式）タイヤ付	2	縦 59 cm×横 90 cm×高 66 cm
13	台車（移動式）タイヤ付	4	縦 75 cm×横 150 cm×高 66 cm
14	台車タイヤ付	3	縦 60 cm×横 90 cm×高 64 cm
15	中蓋付二重保温食缶	7	縦 31.5 cm×横 31.5 cm×高 30 cm
16	ホテルパン	96	縦 32 cm×横 32 cm×高 12.5 cm

※ 一覧はあくまで参考となり現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、現況及び法令上の制限等を十分に御確認したうえで入札に参加してください。

4 様式

- (1) 質問書（指定様式）
- (2) 現地建物内覧申込書（指定様式）
- (3) 一般競争入札・抽選参加申込書（様式第2号）
- (4) 個人情報等の確認に係る同意書（様式第3号）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) 入札保証金還付請求書（様式第5号）
- (7) 入札書（様式第6号）
- (8) 委任状（様式第7号）
- (9) 契約書（様式第18号）

質問書

令和 年 月 日

加須市長 角 田 守 良 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称、代表者氏名）
電話番号
メールアドレス

次のとおり、市有財産公売について質問します。

物件番号	質問番号	質問内容

※受付期間 令和7年12月8日（月）～令和7年12月12日（金）午後5時まで

回答日時 令和7年12月23日（火）午後5時まで

市メールアドレス kanri@city.kazo.lg.jp

現地建物内覧申込書

令和 年 月 日

加須市長 角 田 守 良 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称、代表者氏名）
電話番号
メールアドレス

次のとおり、現地建物の内覧を申込します。

☐ 物件番号 R 7 - 3 （加須市南篠崎二丁目 3 番 4）

内 覧 日	☐ ①令和 7 年 1 2 月 4 日（木）午前 1 0 時から 1 1 時まで
	☐ ②令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午後 2 時から 3 時まで

☐ 物件番号 R 7 - 4 （加須市飯積字三軒 1 9 0 0 番他 1 筆）

内 覧 日	☐ ①令和 7 年 1 2 月 4 日（木）午後 2 時から 3 時まで
	☐ ②令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午前 1 0 時から 1 1 時まで

※ 該当するものに☑してください。

一般競争入札・抽選参加申込書

令和 年 月 日

加須市長 角 田 守 良 様

申込者 住所 (所在地)

氏名 (名称、代表者氏名)

※ 押印は実印とする

印

電話番号

加須市普通財産売払事務取扱要領第10条の規定により、加須市所有の土地の売払いの一般競争入札・抽選に参加したいので、次のとおり申し込みます。

売払物件の所在地	☐ R 7 - 3 (加須市南篠崎二丁目3番4) ☐ R 7 - 4 (加須市飯積字三軒1900番他1筆) ※該当するものに☑してください。		
地 目 又 は 用 途		地積又は床面積 (㎡)	
入札保証金の額	R 7 - 3 (加須市南篠崎二丁目3番4) 円 R 7 - 4 (加須市飯積字三軒1900番他1筆) 円 入札金額の100分の5以上に達しない場合は失格となります。		
受 付 年 月 日	※	受付番号	※
※印の欄は記入しないでください。			

添付書類

- ・ 法人の場合は、登記事項証明書、印鑑証明書 ・ 誓約書 (様式第4号)
- ・ 個人の場合は、住民票、印鑑登録証明書 ・ その他市長が必要と認める書類及び図面
- ・ 国税の納税証明書及び本市の市税に係る完納証明書 (※)
- ・ 個人情報等の確認に係る同意書 (様式第3号) (※)

※個人情報等の確認に係る同意書を提出する場合は、本市の市税に係る完納証明書の添付を省略することができます。

入札・抽選参加申込受付票	
令和8年1月 日	
受付番号	
注意事項	・ 入札 (抽選) 日に確認のため本受付票を御持参ください。 ・ 紛失された場合の再交付はしませんので大切に保管してください。

様式第3号（第10条、第16条、第17条関係）

個人情報等の確認に係る同意書

令和 年 月 日

加須市長 角 田 守 良 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

※ 押印は実印とする

印

代理人 住所

氏名

印

加須市普通財産売払申込に当たり、私（申請者）は、市が次の個人情報（法人の場合は当市における納税情報）を確認することについて同意します。

確認をする個人情報等の種類

- 1 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況

市記入欄

確認内容		確認者印	備考
納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり		

誓 約 書

加須市普通財産売払事務取扱要領第10条（又は第17条）に規定する一般競争入札（又は抽選）について、市が関係法令及び同要領の規定に基づき執行する入札（又は抽選）の手続を遵守し、入札（又は抽選）結果及びその後の契約内容等には、一切異議を申し立てません。

参加に当たり、加須市普通財産売払事務取扱要領第12条に規定する参加資格を有しない者には該当しておりません。万が一、規定する事項に該当するに至った場合は、当該入札（又は抽選）への参加資格がないとする市の決定に異存はありません。

また、当該入札の落札者（又は抽選の当選者）に決定した場合は、市の指示に従い、速やかに契約等の手続を履行するとともに、自らの契約の不履行や遅滞等に起因して行われる市の処分には、一切異議を申し立てません。

以上誓約します。

令和 年 月 日

加 須 市 長 角 田 守 良 様

住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

㊟

※ 押印は実印とする

入札保証金還付請求書

令和8年2月2日執行の市有財産の一般競争入札に係る入札保証金の還付について、加須市普通財産売払事務取扱要領第11条第2項の規定に基づき請求します。

- 1 請 求 額 金 _____ 円
- 2 売払物件の所在地 ☐ R7-3（加須市南篠崎二丁目3番4）
☐ R7-4（加須市飯積字三軒1900番他1筆）
※該当するものに☑してください。

3 指 定 口 座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関	銀 行 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合		本店 支店
預金種目	普 通 ・ 当 座		
口座番号			

※ 金融機関、預金種目については、該当するものを○で囲んでください。

令和8年2月2日

加須市長 角 田 守 良 様

請求者 住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

㊞

入 札 書

加須市長 角 田 守 良 様

入札者 住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

※ 押印は実印とする

⑩

代理人 住所

氏名

⑩

公告の内容、関係法令、加須市の関係例規及び市有財産の売払い一般競争入札実施要領を遵守の上、次のとおり入札をします。

- 1 売 払 物 件 □R 7-3（加須市南篠崎二丁目3番4）
 □R 7-4（加須市飯積字三軒1900番他1筆）
 ※該当するものに☑してください。

2 入 札 金 額 金 _____ 円

（注意事項）

- 1 金額は算用数字により記入すること。
- 2 代理人による入札をするときは、参加申込者（委任者）の住所、氏名等を入札者欄に記入し、代理人の住所、氏名を代理人欄に記入してください。押印については入札者欄には押印せず、代理者欄は委任状と同じ印鑑により押印してください。

委任状

代理人 住所

氏名

⑨

私は上記の者を代理人と定め、次の土地の売払いに関する入札の一切の権限を委任します。

- 1 売 払 物 件 ☐ R7-3（加須市南篠崎二丁目3番4）
 ☐ R7-4（加須市飯積字三軒1900番他1筆）
 ※該当するものに☑してください。

- 2 入札年月日 令和8年2月2日

加須市長 角 田 守 良 様

令和 年 月 日

申込者（委任者） 住所（所在地）

氏名（名称、代表者氏名）

※ 押印は実印とする

⑨

（注意事項）

- 1 委任者の印は実印とし、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 代理人の印は認印でも差し支えないものとする。ただし、別に定める入札書の印と同じ印鑑を押印するものとする。

建物解体撤去条件付き土地売買契約書

加須市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買
い受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金_____円とする。

（売買代金の納入期限）

第3条 乙は、甲が指定する手続により、一括して、_____年 _____月 _____日までに、前条の
売買代金を甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、第6条により契約保証金
を売買代金の一部に充当する場合には、売買代金から契約保証金を除いた金額を納入しな
ければならない。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を納付しなかったときは、納入期限の翌
日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年2.5パーセントの割合を
乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額
が100円に満たないときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金_____円（売買代金の10%
（100円未満を切り上げた額））を甲の指定する手続により、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 前条第1項の契約保証金は、売買代金の内金として、売買代金の一部に充当するこ
とができる。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含
む。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記及びその費用）

第8条 甲は、前条の規定により所有権が移転した後、速やかに所有権の移転登記手続を行う
ものとする。

2 前項の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第9条 甲は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買
物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（境界の疑義等）

第10条 乙は、売買した土地の引渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に
疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について第三者から異議の申立てなどがあったときは、乙の責任において処理す

るものとする。

（危険負担）

第11条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又は
き損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第12条 甲は、売買物件が面積の不足など本契約の内容に適合しないことに関して、民法第
562条（追完請求）、第563条（代金減額請求）、第564条（損害賠償の請求及び契約
の解除）、第565条（移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合における追完
請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除）に定める責任を一切負わない。

（解体撤去）

第13条 乙は、第7条の所有権移転の日（以下「指定日」という。）から起算して1年以内に
売買物件に存する建物等（建物の付帯設備、立木、フェンスその他の工作物並びに建物内及
び敷地内に残存する備品等を含む。以下「本件建物等」という。）を解体撤去しなければなら
ない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、甲は、乙の申出により、指定日
から2年を超えない範囲で期間を延長することができる。

2 乙は、指定日から本件建物等の解体撤去が完了するまでの間、善良な管理者の注意をもっ
て本件建物等を管理するものとする。この場合において、売買物件及び本件建物等の管理に
係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

3 指定日以後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

4 乙は、関係法令等に基づき適正に解体撤去を行うものとし、官公署等との協議等が必要に
なるときは、乙の責任において行わなければならない。

5 本件建物等の解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応は、全
て乙において行うものとする。

6 乙は、本件建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに、書面により甲に報告し、甲及
び乙は、現地立会いの上、解体撤去を確認するものとする。

（売買物件の用途等）

第14条 乙は、売買物件について住宅又は事務所、店舗等との併用住宅による開発行為を行
うものとし、共同住宅及びマンションによる開発行為はできなものであるものとする。

2 乙は、前条第6項の本件建物等の解体撤去の確認が完了するまでは、売買物件の所有権を
第三者に移転し、又は貸すことはできない。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないでこの契約を
解除することができる。

（契約保証金の帰属）

第16条 乙が売買代金を完納しないとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたとき
は、第5条の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（契約の費用）

第17条 この契約に要する収入印紙の費用は、乙の負担とする。

（公租公課の負担）

第18条 この売買物件の所有権の移転があった日以後の、この売買物件に関する公租公課は、
乙の負担とする。

（定めのない事項）

第19条 この契約に定めない事項について必要があるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市
加須市長

乙

実印

物 件 の 表 示

所 在 地	地目又は用途	地積又は用途 (㎡)

土地及び建物売買契約書

加須市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地及び建物の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買

い受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（土地金 円、建物金 円）とする（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）。

（売買代金の納入期限）

第3条 乙は、甲が指定する手続により、一括して、 年 月 日までに、前条の売買代金を甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、第6条により契約保証金を売買代金の一部に充当する場合には、売買代金から契約保証金を除いた金額を納入しなければならない。

（違約金の徴収）

第4条 乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を納付しなかったときは、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として、甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金 円（売買代金の10%（100円未満を切り上げた額））を甲の指定する手続により、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 前条第1項の契約保証金は、売買代金の内金として、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（売買代金の支払が遅延した場合は、違約金を含む。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記及びその費用）

第8条 甲は、前条の規定により所有権が移転した後、速やかに土地の所有権の移転登記手続を行うものとする。

2 前項の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第9条 甲は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（境界の疑義等）

第10条 乙は、売買した土地の引渡しを受けた後、当該土地の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

2 この契約について第三者から異議の申立てなどがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、売買物件が面積の不足など本契約の内容に適合しないことに関して、民法第562条(追完請求)、第563条(代金減額請求)、第564条(損害賠償の請求及び契約の解除)、第565条(移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合における追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除)に定める責任を一切負わない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(契約保証金の帰属)

第14条 乙が売買代金を完納しないとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、第5条の契約保証金は甲に帰属するものとする。

(契約の費用)

第15条 この契約に要する収入印紙の費用は、乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第16条 この売買物件の所有権の移転があった日以後の、この売買物件に関する公租公課は、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第17条 この契約に定めのない事項について必要があるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市
加須市長

乙

実印

物件の表示

所在地	地目又は用途	地積又は用途 (㎡)